

令和3年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月10日提案分)

健康医療局

目 次

ページ

1	神奈川県看護師等修学資金貸付条例 新旧対照表	1
2	神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例 新旧対照表	3
3	かながわペットのいのち基金条例 新旧対照表	4

1 神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年3月31日条例第40号）新旧対照表

改 正	現 行																
<p>(目的) 第1条 この条例は、将来県内において保健師、助産師又は看護師の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の貸付け) 第2条 県は、次の各号に掲げる修学資金を当該各号に定める者に対し、貸し付ける。</p> <p>(1) 一般修学資金 次のいずれにも該当する者 ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者 イ (略) ウ 養成施設を卒業した後、県内において保健師、助産師又は看護師（以下「看護職員」という。）の業務に従事する意思を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(修学資金の額) 第4条 第2条第1項に掲げる修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一般修学資金 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下この表において同じ。）が設置する養成施設</td> <td style="text-align: center;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（月額）	独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下この表において同じ。）が設置する養成施設	17,000円	独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円	<p>(目的) 第1条 この条例は、将来県内において保健師、助産師、<u>看護師等</u>の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</p> <p>(修学資金の貸付け) 第2条 県は、次の各号に掲げる修学資金を当該各号に定める者に対し、貸し付ける。</p> <p>(1) 一般修学資金 次のいずれにも該当する者 ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条から第22条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者 イ (略) ウ 養成施設を卒業した後、県内において保健師、助産師、<u>看護師又は准看護師</u>（以下「看護職員」という。）の業務に従事する意思を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(修学資金の額) 第4条 第2条第1項に掲げる修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一般修学資金 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者</td> <td style="text-align: center;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>法第22条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者</td> <td style="text-align: center;">12,000円</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（月額）	法第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者	17,000円	独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円	法第22条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者	12,000円	独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	15,000円
区分	金額（月額）																
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下この表において同じ。）が設置する養成施設	17,000円																
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円																
区分	金額（月額）																
法第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者	17,000円																
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	20,000円																
法第22条の規定により文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者	12,000円																
独立行政法人国立病院機構又は地方公共団体以外のものが設置する養成施設	15,000円																

(2) (略)
2 (略)

(2) (略)
2 (略)

2 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年12月27日条例第68号）新旧対照表

改正	現行
<p>(設置場所の基準)</p> <p>第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>墓地（埋葬を行うものに限る。）又は火葬場にあつては、その境界線と人が現に居住その他の使用をしている建物との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>墓地（埋葬を行うものを除く。）又は納骨堂にあつては、その境界線と病院その他の規則で定める施設との距離が規則で定める距離以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(設置場所の基準)</p> <p>第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>墓地等の境界線と人家、学校等</u> <u>との距離が</u> <u>規則で定める距離以上であること。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(3) (略)</p>

